

IV 資料

○さいたま市教育委員会危機管理マニュアル（抜粋）

1 総記

(1) 目的

この危機管理マニュアルは、さいたま市危機管理指針、さいたま市緊急事態等対処計画等に定めるもののほか、教育委員会の所管に係る危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全の確保並びに行政の信頼性の確保を図ることを目的とする。

(2) 危機の定義

危機とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）、あるいは、行政の信頼性を損なう事態をいう。

(3) 対応の基本方針

市民の救済、救護等を優先することとし、人的・物的被害の拡大の防止に努める。

① 部、課（室・所・館）及び学校の対応

ア 部

- ・危機が部内の複数の課等に及ぶ場合に、必要な調整、情報収集等を行う。
- ・危機と判断する場合には速やかに局危機管理補助者へ通報するとともに、必要な指示を受け、課（室・所・館）及び学校への連絡調整、報告の徴収等を行う。

イ 課（室・所・館）及び学校

- ・市民の救済、救護等を行う。
- ・人的、物的被害等の拡大を防止する措置を行う。
- ・情報収集に努め、部危機管理責任者（学校にあっては対応課所等）への報告、連絡等を行う。

② 課所等の対応

下表のとおり危機の内容に応じて、所管する課所等が対応することとし、必ず「2 報告等の体制」により報告し、指示を受ける。

危機の内容	対応課所等
学校施設設備の事件・事故等	学校施設課、高校教育課
教職員の事件・事故等	教職員人事課、高校教育課
児童生徒の事件・事故等	指導2課、健康教育課、高校教育課
食中毒・感染症等	健康教育課
職員の事件・事故等	教育総務課
各教育施設での事件・事故等	各所管課（館、室、所）
風水害警戒時	教育総務課、学校施設課、学事課、指導1課、健康教育課、生涯学習振興課、文化財保護課、他

※具体的な連絡は、次頁以降のフローに従うこと。

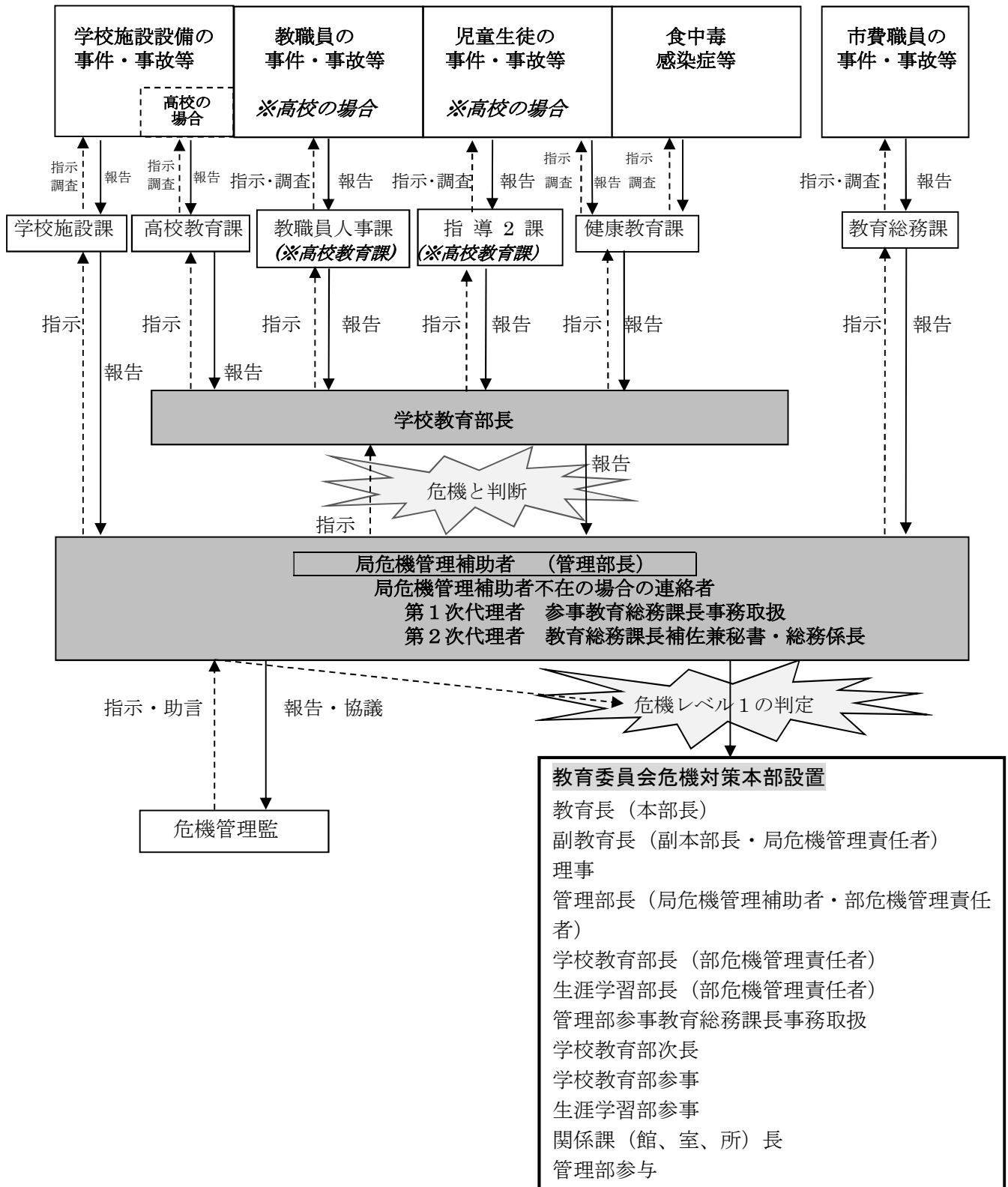
③ 連絡方法

- 勤務時 通常の連絡手段や「さいたま市学校安心メール」等により連絡する。
- 夜間・休日 教育委員会事務局緊急連絡網や「さいたま市学校安心メール」等を使用して連絡する。

2-1 報告等の体制（風水害警戒時を除く。）

《報告・指示・調査フロー》

【 学校（幼稚園を含む）・事務局 】



よくある質問（こんなときどうする？）

<救急搬送>

Q：生徒が救急搬送されました。どこに連絡をすればよいですか？

A：指導2課（☎048-829-1668）に第1報を連絡します。ただし、食物アレルギー及び熱中症による救急搬送は健康教育課（食物アレルギー☎048-829-1679、熱中症☎829-1678）に連絡します。

※傷病者発生からの対応を時系列で記録します。

Q：児童生徒が交通事故に遭い、救急搬送されました。どこに連絡をすればよいですか？

A：指導2課（☎048-829-1668）に第1報を連絡します。第2報以降は、健康教育課（☎048-829-1679）に連絡をします。

※事故発生からの対応を時系列で記録します。

<AED>

Q：AEDを使用しました。どのような手続きが必要ですか？

A：救急搬送をした場合は、指導2課に第1報を連絡します。続いて、健康教育課（☎048-829-1679）に連絡をし、AED使用の概要を伝えるとともに、「AED使用状況報告書」（S-net ライブラリ 健康教育課）を提出します。健康教育課がパッドの交換等について案内をします。

※傷病者発生からの対応を時系列で記録します。

Q：校外学習があるのでAEDをもう一台借りたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A：貸出しを受けようとする10日前までに、「AED貸出申請書」（S-net ライブラリ 健康教育課）を健康教育課に提出します。その後、健康教育課から「AED貸出承認通知書（貸出し可能の場合）」または「不承認通知書（貸出し不可能の場合）」のいずれかを送付いたします。貸出し可能の場合は、貸出しを受ける日に「AED貸出承認通知書」を持参し、AEDの貸出しを受けます。返却時には、「AED使用実績報告書」を提出します。

※複数の学校からの貸出し希望が重なることがありますので、事前に健康教育課に相談することをお勧めします。（☎048-829-1679）

<不審者>

Q：生徒から「不審者に遭遇した」という報告を受けたら、どのように対応すればよいですか？

A：警察と、健康教育課（☎048-829-1679）に連絡をします。健康教育課では、①発生の日時、場所②被害者の学年、性別、状況③事案の内容④不審者の年齢、性別、特徴⑤当該学校の対応（学校安心メールの配信、下校指導等）⑥近隣校への連絡（当該学校から連絡をした学校）⑦学校掲示板への掲載の可否（保護者の意向）を伺います。

※実害がある場合は、指導2課（☎048-829-1668）に連絡をします。

＜爆破予告・襲撃予告＞

Q：学校に爆破予告のメールが届きました。どこに連絡をすればよいですか？

A：警察と健康教育課（☎048-829-1679）に連絡をします。健康教育課は、さいたま市警察部等と連携し、対応を決定します。また、必要に応じて、健康教育課職員が該当校を訪問し、詳細な対応を打ち合わせます。

※爆破予告・襲撃予告が届いてからの対応を時系列で記録します。

〈爆破予告〉の場合の基本的な対応

【予告された日の前日の対応】

- (1) 17時以降、不審物が置かれていないか、職員で確認をすること。
- (2) 学校敷地内にある物を整理整頓すること。
- (3) 不審なメールや郵便物が届いていないか確認をすること。
- (4) 退勤時に施錠及び機械警備セットの徹底を図ること。

【予告された日の対応】

- (1) 児童生徒の登校前に、必ず職員で学校敷地内を確認すること。
- (2) 不審物が置かれていないか、不審なメールや郵便物が届いていないか確認をすること。

＜留意点＞

*不審物を発見した場合は、近づいたり触れたりすることなく、警察へ通報し、避難をする。
不審物を設置されやすい場所は、必ずチェックする。

- ①人の出入りが頻繁な場所や物陰（昇降口、ごみ箱など）
- ②人の目につきにくい場所（トイレ、階段の下など）
- ③屋外の植栽、車の下など

*不審者や大型のバックを持っている者を発見した場合は、積極的に声掛けする。

〈襲撃予告〉の場合の基本的な対応

- (1) 正門をきちんと閉め、来校者のチェック、声掛けを徹底する。
- (2) 危機管理対応マニュアルをもとに校内への不審者侵入時のマニュアル、体制の確認をする。
- (3) 学校周囲の危険個所の把握に努めるとともに、子どもに対しては、「下校時刻を守り、複数で下校する」「あぶない場所には近づかない」「あぶない場所を通るときには注意する」「地域の異変を感じた際は大人に知らせる」などの指導をする。
- (4) 不審者に遭遇したときは、ホイッスルやブザーを鳴らす、大声で助けを求めるなどするとともに、子どもひなん所110番の家の看板のある近くの民家や店舗等に逃げ込むよう指導をする。
- (5) 必要に応じてこの情報をPTA・防犯ボランティア・自治会・子どもひなん所110番の家・育成会等にも伝え、見守り活動の増援を依頼する。
- (6) 特別な対応をとる際は、近隣の学校（私立等含む）と情報共有を図る。

＜食物アレルギー＞

Q：「食物アレルギーがあるので給食で対応してほしい」と保護者に言われました。どのように対応をすればよいですか？

A：学校給食のアレルギー対応は、医師（該当児童生徒の主治医）の診断と指示に基づいて行うものです。保護者へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（S-net ライブラリ 健康教育課）の用紙を配付し、医師（該当児童生徒の主治医）に記入いただき、学校へ提出するよう求めます。提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもとに、校内関係職員による「食物アレルギー対応検討委員会」の開催や、保護者との面談を行い、対応を決定します。

→「学校給食における食物アレルギー対応の手引き【改訂版】」参照

Q：食物アレルギー対応で教室に掲示しておいた方がよい資料はありますか？

A：緊急時（症状発症時）に、確実に初期対応が行えるよう「食物アレルギー対応マニュアル（教室掲示用）」（S-net ライブラリ 健康教育課）を特別教室も含めて掲示します。併せて、確実に配膳が行えるよう、別紙「学校給食における食物アレルギー対応フロー図～当日（配膳）の対応～」（平成29年1月13日付教学健第4401号にて配付）を掲示するとよいです。

＜異物混入（学校給食）＞

Q：給食に異物が混入していました。どのように対応すればよいですか？

A：異物の種類、混入の状況等により対応を判断します。児童生徒への健康被害の有無や異物混入の原因を究明するとともに健康教育課（☎048-829-1679）に連絡をします。詳細は「学校給食における異物混入に関する対応マニュアル」（S-net ライブラリ 健康教育課）で確認ください。

※異物発見からの対応を時系列で記録します。

＜その他＞

Q：傷病者発生時対応訓練は、いつ実施すればよいですか？

A：第1回訓練は、年度当初の早い時期に実施し、転入職員を含めた全ての教職員が傷病者発生時に迅速な対応がとれるようにします。

Q：災害発生時を想定して、児童生徒に携帯させておくものはありますか？

A：新入学及び転入時に配付している「災害時安心つながるカード」を可能な限り常時携帯させます。